

臓器提供施設 代表者各位

臓器移植あっせん業務に係る情報の取り扱いについて

このたび、あっせん業務を遂行するにあたり、以下の事項を遵守履行いたします。

1. 臓器移植あっせん業務に必要な臓器提供候補者の基本情報、診療情報及び検査結果(以下、「診療情報等」という。)は、ご家族に情報利用の説明を行い臓器提供の承諾が行われたことに基づいて提供を受けます。
2. 提供された臓器提供候補者の診療情報等は、公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク(以下、「社団」という。)の情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程に従い、適切に取り扱います。
3. 提供された臓器提供候補者の診療情報等は、社団の正会員施設(移植施設、検査施設)に提供しますが、「臓器の移植等に係る情報システム利用規程」に基づき適切な情報の取り扱いを義務付けます。

2019年4月1日

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
理事長 門田 守人